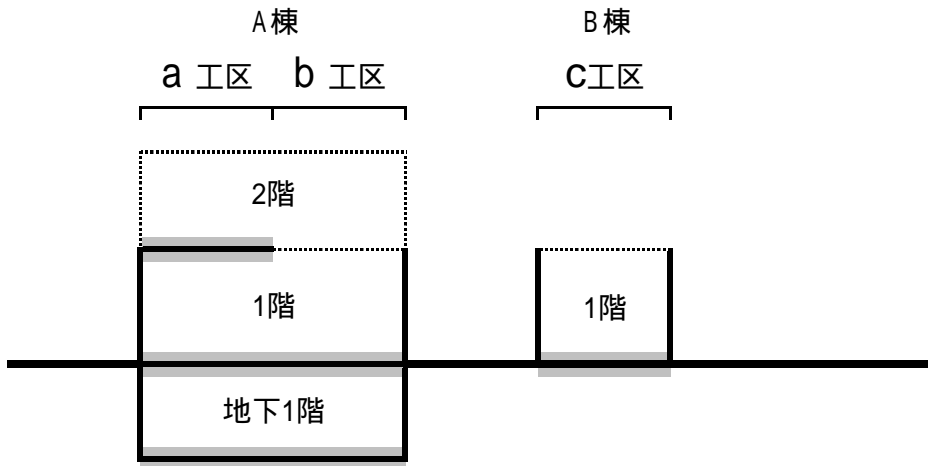


## 中間検査申請書の検査対象面積について

中間検査申請書第三面8欄八、**検査対象床面積は**、当該特定工程を2以上の工区に分けて施工する場合は、いずれか早期のものを特定工程とし、**すでに施工されている部分の床面積の合計**としてください。

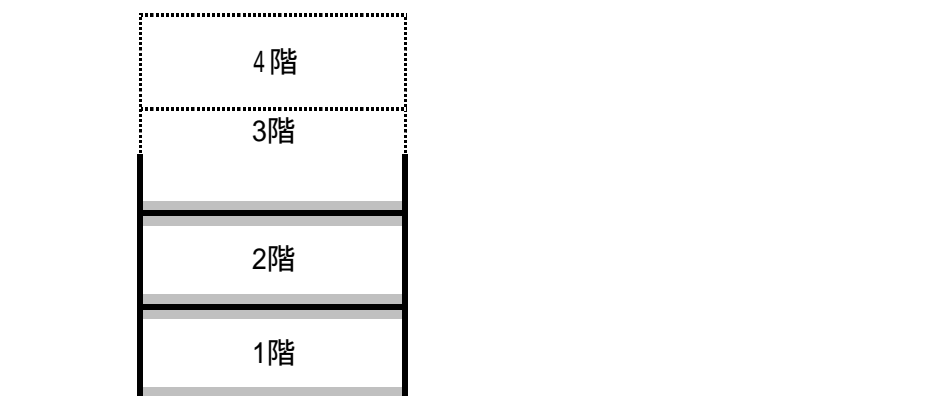
(例)  
(凡例 ..... は、未施工部分を示す。)

1 R C造の場合 (特定工程は、2階床の配筋工事)



\* 1つの確認申請において、3工区に分けて工事を行い、a工区が他の工区より先に、特定工程に達した時、上記のような施工状況であれば、検査対象床面積は  
.....部分の床面積の合計となります。

2 S造・SRC造の場合 (特定工程は、1階鉄骨建方工事)



\* S造・SRC造にあっては、梁等の床を支える構造の主要部分が施工されている場合においては床があるものとして床面積を算定するので、検査対象床面積は  
.....部分の床面積の合計となります。